

平成30年度の組織改正について

1 基本方針

平成30年度の組織改正については、簡素で効率的な執行体制に向けた再編に努めるとともに、施策評価の結果を踏まえた推進体制の強化や、新たな行政課題に対して迅速、柔軟に対応できる組織体制の整備などを図ることとする。

2 組織改正の主な内容

(1) 自治のまちづくりに向けた地域振興体制の再構築（市民協働局）

平成31年4月のスタートに向けて、地域振興体制のあるべき姿を構築していくための先行的、モデル的な体制として、武庫地域振興センターへ地域の学びと活動や交流を支援する地域活動支援担当（課）を新たに設置する。

また、これにあわせて6地区の地区施設における各種規程等の整備や、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者の導入等の事務を迅速に進めるため、地区施設特命担当（課）を新設する。

(2) 子どもの育ちに係る支援センター設置に向けた体制整備（こども青少年本部事務局）

本市の子どもや子育て家庭を取り巻く環境を踏まえ、子どもや子育て家庭が抱える困難事案などに専門的かつ迅速に対応するため、関係部門を集約し、総合的かつ切れ目のない支援等を行うことを目的とした子どもの育ちに係る支援センターの設置に向けた体制として、子どもに係る総合相談を担うこども総合相談第1担当（課）及びこども総合相談第2担当（課）、教育相談や不登校支援を担うこども自立支援担当（課）、子どもの発達相談を担う発達相談支援担当（課）を新たに設置する。

なお、これにあわせてこどもの育ち支援センター準備担当（課）をこどもの育ち支援センター担当（課）へ名称変更する。

また、児童ホームなどの待機児童対策と保育所の待機児童対策を有機的に連携することを目的として、保育部を保育児童部へ名称変更し、こども青少年部から児童課を移管するとともに、保育課を保育管理課、保育指導担当（課）を保育指導課へそれぞれ名称変更する。

(3) 訴訟実施体制の充実と契約法務の充実（総務局及び資産統括局）

公文書の中でもとりわけ重要で、かつ対外的な責任度合が高い契約書を中心として、コンプライアンスのさらなる強化を図るため、総務局に行政法務部を新設のうえ、法制課を移管するとともに、資産統括局資産経営部から契約課を移管する。

また、非強制徴収債権（非強制徴収公債権及び私債権）に係る訴訟や強制執行といった法的措置の推進等を目的として、行政法務部に法務支援担当（課）を新設する。

これらに併せて、各所管課における事務執行に対する支援といった行政管理機能の一元化を図るために、人事管理部から行政管理課を移管する。

(4) 文化振興施策の在り方検討部門の新設（ひと咲きまち咲き担当局）

本市の文化振興の中心的機能を担う尼崎市総合文化センターに係る今後のハード面とソフト面を含めた在り方を短期的、集中的に検討するため、ひと咲きまち咲き担当局シティプロモーション推進部に、文化特命担当（課）を新設する。

(5) 外郭団体の在り方検討体制の体制強化（経済環境局）

経済環境局経済部の所管する外郭団体の在り方についての検討を促進するため、経済特命第1担当（課）及び経済特命第2担当（課）を新設する。

なお、これにあわせて経済特命担当（課）は廃止する。

(6) ファシリティマネジメントの体制強化（資産統括局）

尼崎市公共施設マネジメント基本方針に基づき、本市公共施設の保全を計画的に実施するとともに、統括管理するため、保全に係る業務を資産経営部から技術監理部に移管し、公共施設保全担当（課）を新設する。

(7) 地方公営企業の統合に係る体制整理（公営企業局）

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の適用を受ける水道局の担う水道事業及び工業用水道事業、都市整備局の担う下水道事業並びに公営事業局の担うモーターボート競走事業について、同法の適用を受ける事業を集約し、管理部門を共通化するなどにより、これらの公営企業の経営の効率化を図るため、公営企業局を新設する。

なお、これにあわせて都市整備局下水道部、水道局及び公営事業局は廃止する。

以 上